石綿含有汚泥に係る申出書

　　年　　月　　日

群馬県知事

申出者

住　所

氏　名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）（以下、「石綿含有汚泥」という。）の運搬について、下記のとおり申し出ます。

記

１　石綿含有汚泥は取り扱いません。

　石綿含有汚泥を取り扱います。なお、収集運搬にあたっては、法令等を順守し、排出時に耐水性のプラスチック袋等による二重梱包を行い、飛散・流出に留意します。予定運搬先は以下のとおりです。

石綿含有汚泥の予定運搬先

|  |  |
| --- | --- |
| 予定運搬先の名称及び所在地 |  |

※１　１又は２のいずれかの番号を〇で囲んでください。

※２　石綿含有汚泥を処分できる施設は「最終処分：管理型最終処分場」、「中間処理：①許可を受けた溶融施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条第１１号の２で定める石綿含有産業廃棄物の溶融施設）、②国の認定を受けた無害化処理施設」のいずれかです。

※３　予定運搬先が※２に該当するか確認しますので、予定運搬先の許可証等の写しを添付してください。

※４　本申出書の提出後に石綿含有汚泥の運搬を新たに希望される場合、事業範囲変更許可申請が必要です。

※５　本申出により石綿含有汚泥の運搬が可能となる対象者は次のいずれかです。

ア　新規申請者

イ　令和６年５月１日より前に産業廃棄物収集運搬業の許可を取得しており同日以降初めての更新許可申請を行う事業者のうち、現に産業廃棄物の種類として『汚泥』及び『石綿含有産業廃棄物（「廃プラスチック類」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」又は「がれき類」）』の許可を取得している申請者